

平成21年（行ウ）第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止
請求事件

原告 小林 收 外91名
被告 愛知県知事 神田真秋 外1名

答 弁 書

平成21年7月28日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

〒461-0018 名古屋市東区主税町3丁目25番地（送達場所）

被告ら訴訟代理人弁護士 佐 治 良 三

電 話 052-932-5318

FAX 052-933-1610



〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目9番14号

丸の内服部ビル206号

後藤武夫法律事務所

被告ら訴訟代理人弁護士 後 藤 武 夫

同訴訟復代理人弁護士 常 川 尚 嗣

電 話 052-231-1581

FAX 052-231-1584



第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 主張事実の不確定性について

(1) 本訴訟において、原告らは、木曾川水系連絡導水路事業（以下「本件導水路事業」という。）に係る愛知県の費用負担を違法なものとした上、愛知県の費用負担金の支出の差止めを求めている。

(2) しかしながら、原告らの主張は、要するに、「木曾川水系における水資源開発基本計画」（平成16年6月15日閣議決定。以下「木曾川水系フルプラン」という。）により整備することとされた本件導水路事業について、流水正常機能の維持及び新規利水の両面において必要性がないとする独自の見解を述べているものにすぎず、愛知県の費用負担金の支出手続等について、違法又は不当の理由あるいは事実を具体的に摘示しているものとは認められない。

(3) また、国により策定された木曾川水系フルプランに基づく本件導水路事業について、愛知県の費用負担金の支出手続等が違法とされるためには、木曾川水系フルプラン又は本件導水路事業の実施手続等に重大かつ明白な瑕疵が存することが必要であると解されるところ、原告らは、この点について何ら具体的な摘示をしているものとは認められない。

(4) よって、原告らの本件訴えは、不適法なものであると言わざるを得ない。

なお、愛知県監査委員においても、同様の判断がなされている（甲2の1）。

2 住民監査請求前置の要件の欠如について

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）上、住民訴訟については監査請求前置主義が採られており、住民訴訟を提起するためには適法な住民監査請求を経ている必要がある（同法第242条の2第1項）。

したがって、適法な住民監査請求を経していない者は原告適格を有しないのであり、適法な住民監査請求を経していない者の提起した住民訴訟は、不適法なものとして却下を免れないのである。

(2) しかし、原告目録（1）記載の原告64名は、平成21年3月30日、住民監査請求をしたものの、愛知県監査委員により、同年5月13日、上記1で述べた理由により、地方自治法第242条の要件を欠き不適法との判断がなされ、この判断は正当であるから、上記原告らの訴えは、適法な住民監査請求を経していない（甲2の1）。

したがって、原告目録（1）記載の原告64名の提起した本件訴えは、不適法なものとして却下を免れない。

(3) また、原告目録（2）記載の原告19名及び原告目録（3）記載の原告9名については、本訴が提起された平成21年6月11日までに住民監査請求の結果の通知を受けていない。

よって、上記合計28名の原告の訴えもまた、適法な住民監査請求を経していないから、不適法なものとして却下を免れない。

3 結語

以上によれば、原告らの本訴請求にかかる訴えはいずれも不適法であるから、却下されるべきである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第4 請求の原因に対する答弁

1 第1について

(1) 1について

ア 第1文及び第2文（「木曾川、揖斐川」から「なされている。」まで）は、概ね認める。

原告らは、「水資源開発基本法」というが、「水資源開発促進法」が正しい。

また、牧尾ダムは昭和36年に完成しており、昭和43年に定められた「木曾川水系フルプラン」（第1次計画）及び昭和48年に定められた「木曾川水系フルプラン」（第2次計画）の「供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項」の項には掲上されていない。

正しい経過は以下のとおりである。

木曾川水系フルプラン（第1次計画）において、「供給の目標を達成するため、とりあえず必要な施設」として、木曾川総合用水（岩屋ダム等）、三重用水、長良川河口堰が掲上された。その後、木曾川水系フルプラン（第2次計画）において、「供給の目標を達成するため、必要な施設のうち、とりあえず新規利水量毎秒約86立方メートルの確保を目途として建設する施設」として、木曾川総合用水（岩屋ダム等）、三重用水、長良川河口堰、阿木川ダム、徳山ダム、味噌川ダムが掲上されたものである。

イ 表1は原告らが独自に作成した表であり、その内容は不知。

ウ 第3文（「木曾川水系」から「 $148\text{ m}^3/\text{s}$ を供給する計画であった。」まで）及び第4文（「稼動している」から「図1のようになっている。」まで）のうち、木曾川水系フルプラン（第2次計画）が、木曾川に味噌川、揖斐川に徳山の各ダム、長良川に河口堰を建設する計画であることは認めるが、その余は知らないし否認する。

岩屋ダムの存する河川は馬瀬川であり、阿木川ダムの存する河川は阿木川である。

エ 図1について

原告らは、図1の出典を、国土交通省中部地方整備局「第6回木曾川水系流域委員会資料-3」としているが、同資料には図1のようなものは存在しない。

(2) 2について

ア (1)は否認する。

原告らが主張するような事実はない。

また、原告らが引用する図2も、出典が不明確で内容の正確性も不明であり、独自の見解に基づくものというほかはない。

イ (2)のうち、徳山ダムで開発する名古屋市の水道用水が $5\text{ m}^3/\text{s}$ であったものが、平成5年に全部変更された木曾川水系フルプラン（第3次計画）の一部変更（平成9年）において、 $3\text{ m}^3/\text{s}$ 減の $2\text{ m}^3/\text{s}$ となったこと、平成12年（2000年）の水需要の実績が $80\text{ m}^3/\text{s}$ に達しなかったことは認めるが、その余は否認ないし争う。

昭和60年から平成12年までの間、木曾川水系における都市用水の水需要は増加している。

また、木曾川水系フルプラン（第3次計画）の一部変更（平

成9年)において徳山ダムの開発水量を減量したのは名古屋市のみである。

表2は原告らが独自に作成したものであって、信が措けない。

ウ (3)について

(7) 第1文(「2004」から「完成していた。」まで)は概ね認める。

但し、表1は前述のとおり原告らが独自に作成したものにすぎず信が措けない。

(1) 第2文(「しかし」から「あった。」まで)のうち、木曾川総合用水・岩屋ダム $39.56\text{ m}^3/\text{s}$ の開発水量のうち、名古屋臨海工業用水道事業(原告らは愛知県工業用水と主張するが、上記の通り善解する。)分 $2.52\text{ m}^3/\text{s}$ が水利権の設定をせず取水利用していないことは認めるが、その余は不知。

(ウ) 第3文(「また」から「未利用であった。」まで)のうち、長良川河口堰の開発水量 $22.5\text{ m}^3/\text{s}$ のうち、愛知県水道用水の $2.86\text{ m}^3/\text{s}$ が水利権の設定をして取水利用していたことは認めるが、「従来は岩屋ダムの愛知県工業用水 $2.52\text{ m}^3/\text{s}$ を取水していた」との主張は否認する。その余は不知。

愛知県水道用水は、木曾川から暫定的に取水して水源不足に対応してきたものである。

(I) 第4文(「長良川河口堰の愛知県水道用水」から「未利用となったのである。」まで)は否認する。

原告らが主張するような事実はない。

(オ) 第5文(「結局」から「未利用となる状態であった。」

まで)のうち、長良川河口堰22.5 m³/sが全量未利用となる状態であったとの点は否認し、その余は不知。

長良川河口堰22.5 m³/sが全量未利用となる状態であったとの事実はない。

(カ) 第6文(「そして」から「さらに少なかった。」まで)は不知。

(キ) 第7文(「2004(平成16)年」から「余分な水源になっていたのである。」まで)は否認する。

平成16年に全部変更された木曾川水系フルプラン(第4次計画)において、長良川河口堰と徳山ダムは、安定的な水利用を可能にするという供給の目的を達成するために必要な施設として位置付けられている。

エ (4)について

(ア) 第1文(「2004」から「(第IV次(04年)フルプラン)。」まで)及び第2文(「供給過剰となっている」から「減少させた。」まで)はいずれも不知。

(イ) 第3文(「木曾川水系」から「予測している(図2)。」まで)のうち、平成12年(2000年)の水需要の実績が59.9 m³/sであったこと、木曾川水系フルプラン(第4次計画)において平成27年(2015年)の水需要の見通しを約69.0 m³/sとしていることは認めるが、その余は不知。

(ウ) 第4文(「しかし」から「供給過剰である。」まで)は否認する。

原告が主張するような供給過剰という事実はない。

(エ) 第5文(「また」から「供給過剰である。」まで)は否

認する。

原告が主張するような供給過剰という事実はない。

(オ) 第6文（「そのうえ」から「長良川河口堰が不要になるということである。」まで）は不知。

(カ) 第7文（「木曾川水系第IV次（04年）」から「明らかとなっている。」まで）及び第8文（「以上の通り」から「完全に破綻している。」まで）は否認する。

平成16年に全部変更された木曾川水系フルプラン（第4次計画）は、国土交通大臣により、国土審議会水資源開発分科会の審議及び閣議決定を経て作成されたものであり妥当なものである。

(3) 3について

ア 第1文（「上記2で述べたように」から「 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ の減量をした（表2）。」まで）のうち、徳山ダムで開発する名古屋市の水道用水が $5 \text{ m}^3/\text{s}$ から $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 減の $2 \text{ m}^3/\text{s}$ となったことは認めるが、その余は不知。

イ 第2文（「この減量した」から「新規利水容量の差）。」まで）は概ね認める。

徳山ダムで開発する名古屋市の水道用水が $5 \text{ m}^3/\text{s}$ から $2 \text{ m}^3/\text{s}$ に縮減されたことにより、徳山ダムの新規利水容量は5300万 m^3 減り、この5300万 m^3 が渇水対策容量として位置付けられた。

ウ 第3文（「当然」から「絶好の機会であった。」まで）は争う。

エ 第4文（「しかし」から「検討はきちんとなされなかった。」まで）は否認する。

徳山ダムの渇水対策容量5300万 m^3 は、徳山ダム建設事業
審議委員会による審議検討を経て、適正に設定されたものであ
る。

オ 第5文（「5300万 m^3 は」から「1997年一部変更）。」
まで）は認める。

2 第2及び第3について

追って準備書面を提出して答弁する。

以 上